

設楽ダムの建設中止を求める会

第48号 2018年6月20日

<http://www.nodam.org/>

第二次訴訟原告 162 名が訴状を提出（5月23日）



第二次訴訟の前提となる監査請求には 552 名の住民から請求人として署名をいただきました。監査請求書は 3 月 14 日に愛知県監査事務局へ提出いたしました。

この監査請求に対する結果が 4 月 23 日に愛知県監査事務局より届きました。結果は「却下」でした。

そして監査請求人のうち 162 名の住民が原告になりました。5 月 23 日名古屋地裁に提訴しました。

(写真左)5月23日、第二次訴訟原告団共同代表を先頭に名古屋地裁に入る原告ら。

当日はNHKテレビ局をはじめ数社のテレビ局、新聞社が取材に来ました。想像もしないうれしい事態に急ぎ原告を集めての行進でした。当日の夜の報道番組に取り上げられるなどメディアの関心が高かったことは、うれしかったです。

ここに至るみなさまの熱き行動に深く感謝申し上げます。

これから私たちは、勝訴に向けて様々な運動を展開していきます。

今後ともご協力をよろしくお願いたします。(O)

(写真右)司法記者室で記者会見する弁護士、原告団長ら

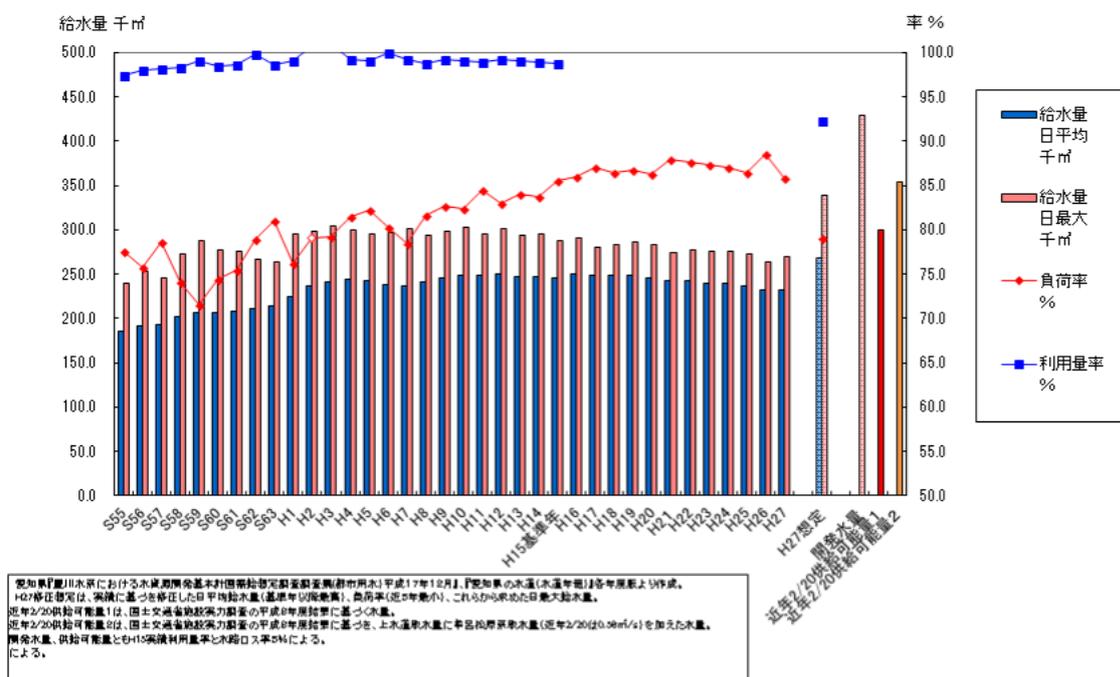


設楽ダム・第2次住民訴訟の訴状の概要

弁護団長 在間正史

- 1 設楽ダムは、国土交通大臣が特定多目的ダム法（に基づいて建設する多目的ダムです。
設楽ダムの基本計画（2016年9月変更）によれば、概算事業費は2400億円とされ、そのうち、水道用水の負担額は264億円で、愛知県はダム使用权設定予定者となって、これを負担します。
- 2 設楽ダムの水道用水（開発水量 0.18 m³/s）の必要性の理由は次のとおりです。2006年に行われた愛知県の需給想定調査では、豊川水系の上水道の需要量（最大量）は、基準年2003年では取水量 3.41 m³/s（日給水量 28.8万m³）であったものが、目標年2015年には取水量 4.42 m³/s（日給水量 33.9万m³）になると想定していました。これに対して、供給は、既存施設の供給能力は、開発水量は 5.217 m³/s（日給水量は利用率を実績に基づけば 42.8万m³）であるが、近年2/20供給可能量では 3.627 m³/s（日給水量は 30万m³）であるので、設楽ダムが必要とされました。
しかし、豊川水系の上水道需要は、基準年の2003年から減少を続けていました（図参照）。

東三河地域 上水道

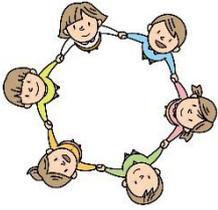


この度、目標年の2015年が経過し、2017年3月に2015年度の『愛知県の水道 水道年報』が公表され、豊川水系の上水道の給水量（日最大）は27.0万m³でした。

目標年の実績値によって、愛知県需給想定調査の想定した需要値にならず、かつ、設楽ダムのない既存施設で供給可能なことが確定しました。設楽ダムの水道用水は必要でなくなったのです。さらに、余剰の工業用水を利用すると、上水道の近年2/20供給可能量は34.5万m³になります。

- 3 このようなとき、利水者はダム建設事業から撤退をすることができ、特定多目的ダムの場合は、ダム使用权設定申請の取下げを行います（特ダム法施行令1条の2第2項）。ダム使用权設定予定者がダム使用权設定申請を取り下げたときは、以後の費用負担金の納付義務がなくなるうえ、納付した費用負担金も返還されます（特ダム法12条）。
- 4 愛知県は、設楽ダムの水道用水が必要でなくなった以上、ダム使用权設定申請を取下げなければなりません。これをしないことは、地方財政法4条1項（経費の必要かつ最少限度の原則）及び地方自治法2条14項（最少経費による最大効果の原則）の違反になります。

以上の次第で、設楽ダムの愛知県の水道用水の費用負担につき、①ダム使用权設定申請の取下をしないことの違法確認、②負担金の支出の差止を請求いたしました。



第2次訴訟は、原告団を中心に「設楽ダム建設中止を求める会」、「導水路はいらない！愛知の会」等、これまで設楽ダムの中止を求める運動について連帯・協力関係で歩んできた市民団体とともに引き続き闘っていきます。

二人の代表の決意と「導水路はいらない！愛知の会」代表の力強い連帯声明をご紹介します。

設楽ダム建設現地を訪れて思うこと。

第2次訴訟原告団共同代表 近藤 睦美

提訴する前に、ダム建設現地は今どうなっているのだろうか？と訪れた。のどかな山合の谷川は、透き通った水が流れていました。ところが、その周囲は、巨大クレーンで鉄板・鉄柱で建設用道路・足場が組み、ここに高さ129mのダムができるとすると、小鳥のさえずり、川のせせらぎとのあまりに異質なその景色は自然破壊以外に何物でもないと強く感じました。

今回の裁判は、愛知県知事・県企業庁長に対して、設楽ダムからの水道用水の供給は実績により必要がないものとなったとして「事業からの撤退・ダム使用権設定申請の取り下げ」を求めるものです。必要のない事業のための公金支出は、愛知県民の貴重な財産を失うこととなります。

皆さん、これから本格的な工事が始まる設楽ダム建設の中止を実現しましょう

中止を求める運動の総決算として

第2次訴訟原告団共同代表 白井 倫啓

第2次訴訟原告団共同代表の白井倫啓です。新城在住で、長年来新城市のためには、設楽ダムが不要と考えてきました。これまで、宇連ダム、大島ダムが建設され、その下流の川は「死んだ」と言われています。

設楽ダムで同じことが起き、鮎が泳がない「豊川」となれば、新城市どころか奥三河の魅力が失われ、ますます人口減少に拍車をかけることになるでしょう。

「水は足りている」「費用対効果を考えないダム建設に愛知県の税金が投入される」「建設場所の岩盤がもろく危険」「清流『豊川』の環境を著しく悪化させる」など建設中止すべき理由ははっきりしています。

今、還暦を迎えました。20代前半に設楽ダムに関わり出し、早40年近くなります。時代が変わっても止まらない、箱物行政の典型的な事業です。今回の訴訟が最後のチャンスのつもりで関わるつもりです。これまでの中止を求める運動の総決算です。

ムダな公共事業の中止を決めるのは私たち県民

導水路はいらない！愛知の会 共同代表・事務局長 加藤 伸久

「コンクリートから人へ」民主党政権下で凍結の「検証対象84ダム」のうち、直轄ダム・水資源機構ダムでは、木曾川水系連絡導水路だけが唯一検証中として残っているが、裁判は残念ながら2016年5月、最高裁「上告」棄却（住民敗訴）決定で終了した。

裁判は、公金支出の違法性を明らかにすることによって、水源の徳山ダムがムダであったこと、導水路はムダな公共事業であることを認めさせる闘いであったが、原告住民が明らかにした問題は何ら解決されておらず、悔しくて闘いを終えることが出来ない。

私たち国民は微力だが無力ではない。アベノミクス不況で多くの国民が苦しむ時代、「財政が苦しい」を枕ことばに福祉・医療・教育に大ナタを振るう一方で、ムダにムダを重ねる導水路を造らせてはならない。

今後とも、「河川ムラ」行政とたたかう仲間と連携を深め、「アベ暴走政治ストップ」市民団体と協働の取り組みを追求し、運動を進めていきたい。





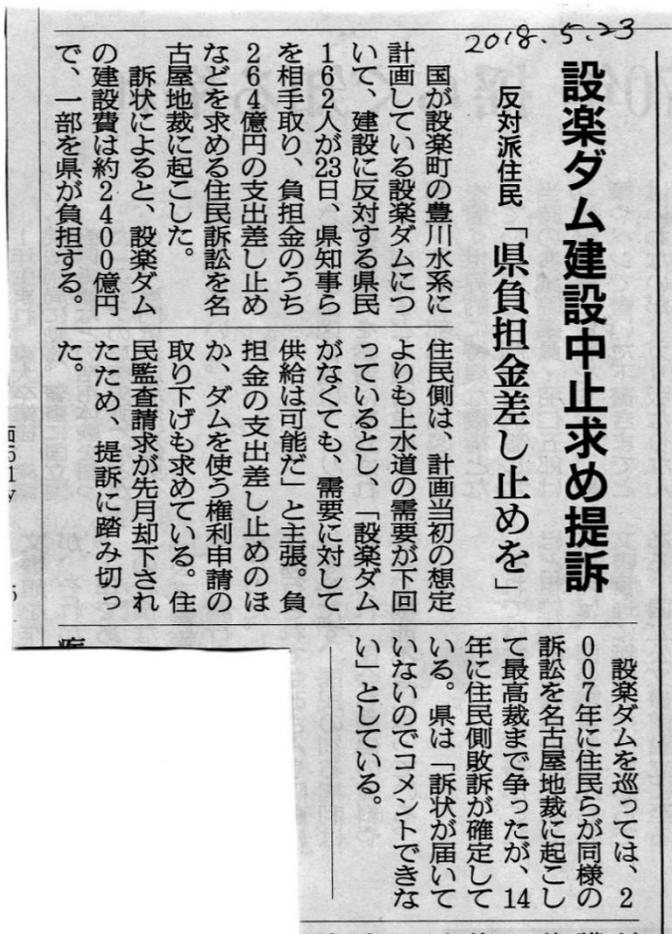
第2次訴訟の提訴については多くのメディアが報道しました。そのうちのNHK東海と朝日新聞をご紹介します。

● “設楽ダム建設” 撤退求め提訴 (NHK 東海 NEWS WEB)

愛知県が費用を一部負担し、平成38年の完成を目指して工事が進められている設楽ダムについて、建設に反対する住民などが、「不要なダムのために費用を負担するのは違法だ」として、愛知県知事に建設事業から撤退するよう求める訴えを名古屋地方裁判所に起こしました。訴えを起こしたのは愛知県の住民ら162人です。設楽ダムは水道用水や農業用水の供給と洪水対策を目的に、国が約2400億円かけて愛知県設楽町に建設を進めていて、3分の1の720億円は県が負担します。民主党政権のもとで事業の見直しの対象となり、一時、工事が凍結されましたが、現在、平成38年の完成を目指して建設が進められていま

す。訴えによりますと、愛知県は平成18年に公表した計画で、ダムが必要な根拠として、平成27年に水道用水の需要が増えることをあげたのに、実際の需要は想定を下回ったとしています。その上で、「不要なダムの建設費を県が負担するのは違法だ」などとして、愛知県知事に建設から撤退するよう求めています。原告の1人で、新城市の白井倫啓さんは「新城では節水はほとんど経験したことがなく、ダム建設は百害あって一利なしだ」と話しました。

一方、愛知県は「訴状が届いていないのでコメントできない」としています。



左：朝日新聞 2018、5月24日付記事

他に

- 設楽ダムは「不要」と提訴 反対住民2度目、名古屋 (日本経済新聞)
- 「水はダムなくても足りる」計画進む “設楽ダム” 事業からの撤退求め住民が提訴 愛知 (東海テレビ)
- 設楽ダム建設計画、反対住民ら提訴 (中部日本放送) など報道されました。

▲第1回裁判の日程がまだ決まっておりません (6月20日現在) 決まりましたらハガキ等でお知らせします。その時は傍聴をお願いします。



第12回総会の報告 (3月11日 豊橋市民センター 4階)

設楽ダム建設中止を求める会では第12回総会を3月11日(日)豊橋市民センター(カリオンビル)で開催しました。この日、ここ数年当会の課題であった「新しい態勢づくり」に解決を見ることができました。共同代表制とし、新代表を迎えることができました。

これまでの役員態勢を一新して、活動スタイルも変えて、若い世代をも巻き込んだ幅の広い運動ができることが期待されます。

これまで11年の長きに亘って運動の先頭に立ち当会を引っ張って来られた市野(元)代表と二人の副代表のみなさまには、役は降りられますが今後も顧問(ご意見番)として会の運営に関わっていただきます。

新態勢は共同代表に倉橋英樹、澤田恵子。他に事務局員2人、監査役1人を置く。事務局長は奥宮が継続。

また、第2次訴訟については原告団を新たに構成し、当会は原告団を支援していく形となりました。原告団共同代表白井倫啓、近藤睦美。事務局は奥宮が兼任、となりました。

新共同代表に、これからの運動への決意を述べてもらいました。

将来の日本、子どもたちへ

設楽ダム建設中止を求める会 共同代表 倉橋 英樹

設楽ダムについて書かれた平成27年12月18日発表の「豊川水系における水資源開発基本計画」にはこのように書かれています。

「その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項(8)」として、「本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済・社会情勢及び財政事情に配慮するものとする」。

設楽ダムの下流域5市の水需要は減少傾向を示し、各種計画の推計を見ても水需要が減り続けるということが示されています。また、厚生労働省が作った新水道ビジョンにも2060年には水需要の4割が減るとあります。

既に設楽ダム建設の「各種長期計画との整合性」は破たんをしています。

アメリカインディアンには、「木を一本切るにも7代先の影響を考えて、決断する」という考えがあります。設楽ダム計画は50年先すら読み間違えています。

将来の日本、子供たちに負の遺産を残さない為にも、設楽ダム建設中止の正当性を訴え勝利に結びつけていきましょう。

水の需要は確実に減少しています。

共同代表 澤田 恵子

設楽ダムは約45年も前に当時の建設省と愛知県が計画したものです。長い年月の経過とともに経済も生活様式も変化をしました。特に人口減少による水の需要は著しく減少を続けています。加えて家電製品も節水機能が向上し大切な水を無駄に使わなくなりました。

しかし、市の立場からすれば水需要が減ることにより税収が減り、いずれは水道料金も高くなると考えられます。設楽ダムが建設されれば受益者負担も相当なものになり、なお一層税負担は市民の生活を圧迫するようになります。それだけでなく新城の大切な自然さえ壊し、下流域にも大きな影響を及ぼすこととなります。

ダムができる度に豊川の清い水は濁りアユは遡上しなくなっています。将来の子どもたちにあらゆる面で大きな負担を強いる結果になります。

本体工事費2,400億円とも3,000億円とも言われるこの設楽ダム建設事業を今一度考え直すべきです。

第二次訴訟勝利に向けて頑張りましょう。

決起集会～設楽ダム支出差止等第2次訴訟勝利に向けて～を開催します

と き：2018.7月14日（土）14：30（14：00開場）～16：30

ところ：豊橋商工会議所4階401会議室

※参加費は無料です。※原告、会員以外もだれでも参加OK。

報告：なぜ住民は2度提訴したか 報告者：在間正史第2次弁護団長
他市民団体から応援メッセージ原告団決意表明 など

詳しくは同封チラシをご覧ください。

～NO！設楽ダム懇親会～主催：設楽ダムの建設中止を求める会を開催します。

と き：2018.7月14日（日） 午後5：30開場

午後6：00開宴～午後8：00終了

ところ：こすたりかシティガーデン（豊橋市役所13階 展望レストラン）

眼下に豊川を望む絶好のロケーションです。

会 費：

①ソフトドリンクのフリードリンク付き 4,000円

②アルコールのフリードリンク付き 5,000円



①、②いずれかをお選びください。料理はビュッフェ形式です。

設楽ダムの建設中止を求める会は、今年大きな転機を迎えました。これまで11年にわたって裁判闘争、立ち木トラスト運動など当会をリードしてきてくださった市野（前）代表はじめとした役員の方々の交代が行われました。新しい態勢を作り、新たな裁判闘争に取り組みます。新たな交流と、第2次訴訟勝訴の決意とここまで共に歩んだみんなに謝恩と懇親の会を開催します。申込方法等詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

▲お詫び申し上げます



監査請求人の署名にあたっては、住所についてはアパート、マンションはその部屋番号まで記入する必要がありました。その旨をしっかりとお知らせしなかったために、原告委任状を送付したのですが、「部屋番号が不明」ということで戻ってきってしまった封筒がかなりありました。原告になる予定でいた方には大変申し訳ありませんでした。

愛知県外の方の署名もあり、この点も説明不足でした。お詫び申し上げます。

★第二次訴訟へのたくさんのカンパをありがとうございました。

カンパにつきましては弁護団、原告団通信等に使用させていただきます。



前回の会報送付の際、振込用紙が足らずに送ってない方がおられるため、既に会費等お振込みいただいている方にも今回振込用紙を同封してあり

ます。何かの折にお使いくださるようお手元に保管しておいてください。

なお当国会費は年1,000円です。



設楽ダムの建設中止を求める会：<http://www.nodam.org/>

共同代表：倉橋 英樹 澤田 恵子

事務局：奥宮芳子〒440-0069 豊橋市御園町1-3 0532-54-7305 okumiya@xj.commufta.jp